

福島県小名浜港湾建設事務所
東北地方整備局小名浜港湾事務所
福島海上保安部

緊急物資輸送等に備えた小名浜港の一部供用開始について

津波被災に伴い小名浜港では、入出港自粛措置をとっていましたが、関係機関による水路調査及び連絡調整により下記のとおり、平成23年3月16日12時00分より小名浜港における船舶等に対する入出港自粛勧告の一部を解除し、下記の通り供用開始を行います。

記

- 1 藤原ふ頭第1号岸壁及び同第2号岸壁
ただし、同岸壁の使用が認められた緊急物資輸送船舶、災害救助等に当たる船舶のみ。
- 2 通航経路は、中央航路とし、原則は日中航行のみ。
ただし、夜間航行については、港長が通航を認めた船舶。

※港内には多数の漂流物、沈船等の障害物が依然存在している。

【問い合わせ先】

福島県小名浜港湾建設事務所	電話 0246-54-2111 (いわき市役所小名浜支所内)
東北地方整備局小名浜港湾事務所	電話 0246-54-2111 (いわき市役所小名浜支所内)
福島海上保安部	電話 0246-53-7111